

平成 2 2 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	地域材等の木材の建築物への利用を推進するための税の減額措置の創設	
要望内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の要件を満たす新築木造建築物 ・ 特例措置の内容 新築木造建築物で、一定の要件（階数 3 以上又は延べ面積 500 m²超又は高さ 13m 超もしくは軒高 9 m 超）を満たすものについては、当該建築物に対して課す固定資産税を 3 年間（地方税法附則第 15 条の 6 第 2 項に定める中高層耐火建築物は 5 年間） 1 / 2 に減額する。 適用期限は平成 2 2 年 4 月 1 日から 2 4 年 3 月 3 1 日までの 2 年間とする。 	
[関係条文]	[]	
要望理由	<p>木材需要を拡大させることは、森林整備に必要な資金を山に還流させ、森林の有する多面的な機能を十全に発揮させることにつながるものであるとともに、持続可能な社会の構築や木材関連産業の活性化にも資するものである。また、京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日全部改定）においても、持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに、化石燃料の使用量を抑制し二酸化炭素の排出抑制にも資する、再生産可能な木材の積極的な利用を図るため、住宅や公共施設等への地域材利用の推進等の措置を講ずることとしており、京都議定書の目標を達成するためにも、木材利用の重要性は高まっているところである。</p> <p>このため、一定の木造建築物を税制優遇の特例の対象とすることにより、木材利用の大半を占める建築用の需要において、木造率の低い建築分野への木材利用を拡大させるため、要望するものである。</p> <p>木造建築物は他の構造に比べ耐火構造にするためのかかり増し費用が大きく、規模が大きくなるにつれて建設単価が高くなる傾向があることから、減税措置により費用を軽減することにより、一定規模以上の建築物の木造化を促進し、木材利用を推進するものである。</p> <p>なお、固定資産税の減額措置は、幅広い対象者に対して公平な支援ができること、間接的な費用が少なく、類似の特例措置があることもあり、効率的な支援ができることから、政策手段として相当である。</p>	
減収見込額	（初年度） 2 , 1 7 1 (-) （平年度） 4 , 2 0 7 (-) （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	
	22 年度の要望	
過去の要望経緯		
本要望に対応する縮減案		